

社会福祉法人愛泉会 行動計画

I 次世代育成支援対策推進法

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：所定外労働時間削減のため、所定外労働時間を一人当たり月平均5時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～所定外労働時間の状況を把握する。
- 令和8年5月～所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和8年6月～所定外労働時間の削減に向けて職員に啓発活動を図る。

目標2：「配偶者出産時に取得できる休暇（産後パパ育休）」の取得率を80%以上にする。

<対策>

- 令和8年4月～制度の利用を促進するための資料配布等を行う。
「産後パパ育休」の対象者を把握する。
- 令和8年8月～取得希望者の調査と個別面談を実施する。
- 令和8年10月～業務の代替要員確保や業務分担の見直しを行う。

II 女性活躍推進法

女性が活躍し、男女とも長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の取得率が法人全体で80%以上となるよう取得を促す。

<対策>

- 令和8年4月～年次有給休暇の取得状況を事業所ごとに把握する。
- 令和8年5月～どうしたら有給休暇が取得しやすくなるか各事業所にて検討する。
- 令和8年6月～年次有給休暇の取得に向けて職員に啓発活動を図る。